

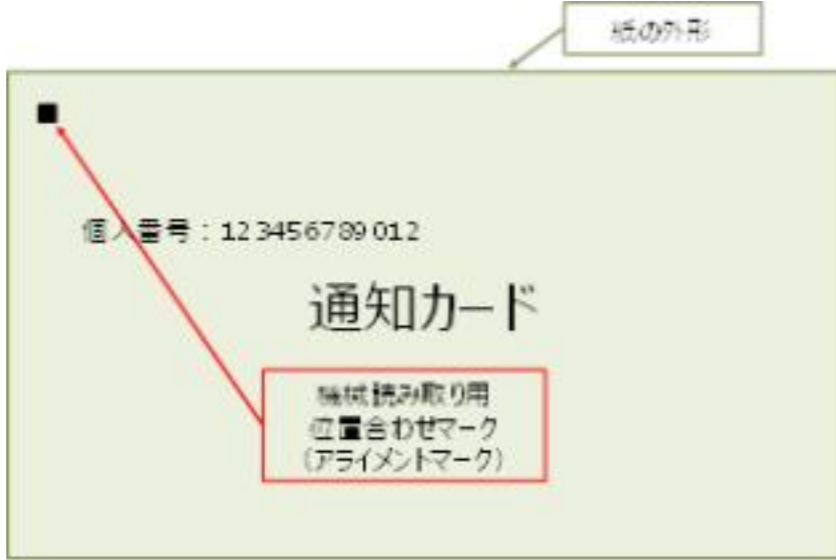
通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準案に対する意見募集の結果

別紙

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>技術的基準である文書に「等」が濫用されているは、基準となり得ない。「等」としている部分について、何が許容されるのかを限定列挙して、「等」を削除するべきと考える。</p>	<p>告示の内容は、可能な限り具体的に規定することとしています。</p>	<p>なし</p>
2	<p>「国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証」とあるが、例えば、PPも指定しないで認証のみを求めても基準とはなっていないと考える。適切なPPを前提とするか、あるいは適切な前提条件を定めるべきと考える。</p>	<p>当該国際基準の認証の前提として、①カードの製品調達者(地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への委任を行う場合には、機構)のセキュリティ要件を記述したProtection Profile(PP)の認証、及び②カードの製造事業者が作成する製品(カード)の設計仕様書であるSecurity Target(ST)及び製品(カード)自体の認証を受けることが必要となります。</p>	<p>なし</p>
3	<p>自社内のマイナンバーを管理するシステムに携わる予定の者です。セキュリティ対策、拝見させていただきました。印刷された紙やカードに対するセキュリティは必要なこととは思いますが、枝葉の対策では、もっとも重要な個人番号は保護できません。今更かもしれませんが、個人番号をマスターと目的別に分け、マスターは国だけが持ち本人にも知らせず、口座を作るときやアルバイトをするときなど、必要都度市役所などで、発行の度に番号の異なる目的別ナンバーを発行する形にできないものでしょうか。目的別ナンバーなら濫用されたかどうかを客観的に判断できますし、悪い業者による名寄せのキーにも使用できません。万が一流出したり、だまされて教えてしまったとしても、番号を使用中止することができます。管理する企業も、目的別ナンバーであれば個人番号にくらべて管理責任が軽くなり、管理のためのコストを軽くできます。国側だけはマスターと目的別ナンバーから個人を特定できますので、税と社会保障の改革は達成できます。デメリットは国側のナンバーの管理コスト増大くらいかと思います。マイナンバーによる公平化には賛成ですが、今の仕組みのままでは不幸になる人が生まれそうです。御再考のほど、よろしく願いいたします。</p>	<p>個人番号は、住民を識別するため、住所地市町村長により指定される番号であり、一人に一つ付番されることから、事務毎に異なる複数の個人番号を指定することは想定していません。なお、個人番号制度における情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムにおいて、個人番号に紐づく住民票コードから情報連携を行う機関別に情報提供用個人識別符号を作成し、これを用いて情報連携を行うこととなりますので、仮に一箇所で個人番号が漏えいしたとしても、個人情報が入る式に抜き出せない仕組みとなっています。</p>	<p>なし</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
4	<p>技術的基準案に関する意見を求めているが、高いセキュリティーシステムを導入しても、人が取り扱う以上情報漏洩を防ぐことは事実上不可能である。それは、ベネッセホールディングスの内部関係者による顧客情報漏えい事件が物語っている。こうした事件は日本でも枚挙にいとまがない。</p> <p>技術的に情報漏洩を防げない以上、国民一人一人に唯一無二の番号を付けて社会保障・税・災害対策という広範囲な分野や項目で管理することは、すべきではない。</p> <p>多くの個人情報をひとつの番号で一元的に管理することは、アメリカ、韓国など諸外国において深刻な社会問題となっており、大量の情報漏洩によるプライバシーの侵害や「なりすまし」犯罪などの危険が高まる。</p> <p>日本でも、個人番号付きのデータベースが、そこかしこにできることとなる。サイバー犯罪なども絶えないもとで、情報漏洩による被害は更に拡大することになる。</p> <p>さらに、今国会では制度施行前にも係わらず、健診情報(体重、腹囲、血圧、病歴など)をはじめとする利用範囲の拡大が打ち出されている。個人の機微性の高い健康・医療情報が漏洩すればプライバシーの侵害などその影響は計り知れない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	なし
5	<p>国から国民に配布される 通知カード(紙) と ICカード(プラスチックカード)は、OCRで読めるようなフォーマット、背景印刷、字体にしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【法人】</p>	<p>通知カード及び個人番号カードの券面記載事項については、以下の字体で記載することとしています。</p> <p>【通知カード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 :OCR-B ・氏名、住所、生年月日及び性別 :住基統一文字(明朝)(住民基本台帳ネットワークシステムで利用される専用のフォント。以下同じ。) <p>【個人番号カード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 :OCR-B ・氏名、住所 :住基統一文字(明朝) ・生年月日、性別 :MS明朝 <p>背景印刷については、偽造等の防止のため、通知カード、個人番号カードそれぞれについて、地紋印刷等の措置を講じることとしています。</p> <p>なお、光学文字認識(OCR)による券面の文字の読取りについては、読取りを行う機器にも依存するため、一概に可否は判断できません。</p>	なし
6	<p>1 第2第1項第2号ウについて 『コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、表面記載事項を印刷』とあるが、委託により通知カードを作成する場合には同号イ(ア)等により『通知カードの作成専用とさせ、データ転送用機器及びプリンタ以外とは接続させない』にも拘らず、斯様な扱いでは、セキュリティ保安上の措置について著しい乖離があるように思われる。『端末機等』とあり、必ずしもコミュニケーションサーバの端末に限定がされないものであるから、委託による場合と同様の措置を講ずるよう変更するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第2の1の(2)のウでは、住所地市町村において通知カードを発行する場合に「コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、券面記載事項を印刷する」こととしていますが、第2の1の(2)のエにおいて、「ウの処理の実施及びウの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。」としており、必要なセキュリティ対策が講じられるものと考えています。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
7	<p>2 第7について</p> <p>概要によれば、『券面事項入力補助利用領域』には、テキストデータにて『券面記載事項』を記録することであるが、いかに当該事項であっても最低限の暗号化処理を施すべきであり、データ自体は暗号化されたバイナリデータとし、復号化機能を有したアプリケーションによらなければ容易に扱えないようにすべきである。すなわち、当該領域のデータ自体を無防備にする必要性はないものと思料する。</p> <p>なお、このことは『券面事項確認利用領域』における『券面記載事項に係る情報』、並びに『基本利用領域』その他の領域において当該情報又はこれに準ずる情報を記録する場合にあっても同様である。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>券面事項入力補助利用領域その他の個人番号カードのICチップ内の領域に記録する情報については、設定した暗証番号又は照合番号を入力しなければ読出しができないため、データの安全性は確保されるものと考えています。</p>	なし
8	<p>【意見①】「第2 通知カードのセキュリティ対策及び管理等」1 通知カードのセキュリティ対策「(1)券面偽造等の防止」(ページ4)</p> <p>「通知カードの券面の偽造等を困難にするとともに、(中略)確認できるようにするため、」と記載されていますが、通知カードは正しい個人番号を示す書類であるため、通知カードそのものが偽造されるばかりでなく、個人番号等の記載事項を改変することで変造されるリスクについても対処すべきです。そのため、「変造」に対しても対策することを明示するため、「偽造」の用語につき「偽変造」に修正するようにお願いいたします。</p> <p>なお、現在想定される対策である地紋を利用することで、変造に対しても有効な対策であると理解しています。</p>	<p>第2の1の1の(1)の通知カードの券面の「偽造等」は、「偽変造」を指すものとして規定しています。</p>	なし
9	<p>【意見②】「第2 通知カードのセキュリティ対策及び管理等」1 通知カードのセキュリティ対策「(1)券面偽造等の防止」(ページ4)について</p> <p>「黒くすき入れた紙」は、「すき入れ紙製造取締法」(昭和22年法律第149号)に定める紙と理解しますが、正しいでしょうか。</p> <p>正しい場合には、同法への参照の記載をお願いいたします。</p>	<p>第2の1の(1)において、通知カードには「画紋を黒くすき入れた紙」を使用することとしており、これはすき入紙製造取締法(昭和22年法律第149号)第1項の「黒くすき入れた紙」に該当しますが、他法令の規定の例にかんがみ、根拠法令を規定しないこととしております。</p>	なし
10	<p>【意見③】「第2 通知カードのセキュリティ対策及び管理等」1 通知カードのセキュリティ対策「(1)券面偽造等の防止」(ページ4)について</p> <p>通知カードに関して、画紋を黒くすき入れた紙を用いたり、券面に地紋を印刷するなどの措置を講じることが首肯できますが、通知カードの券面を機械的に読み取って業務を効率化する利用者もあり得ることから、透かしや地紋が個人番号部分に過剰に被らないようにお願いいたします。</p>	<p>偽造等の防止のため、通知カードには地紋印刷等の措置を講じることとしています。通知カードの券面の文字の読取りについては、読取りを行う機器にも依存するため、一概に可否は判断できません。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
11	<p>【意見④】「第2 通知カードのセキュリティ対策及び管理等」1 通知カードのセキュリティ対策」(1)券面偽造等の防止」(ページ4)について 通知カードには「その表面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。」とされていますが、通知カードの表面を機械読み取りする場合の読み取り精度を上げるために、その表面に機械読み取り用位置合わせマーク(アライメントマーク)を付すようお願いいたします。(下図例示参照)</p> 	通知カードに、ご指摘のようなマークを付す予定はありません。	なし
12	<p>【意見⑤】「第2 通知カードのセキュリティ対策及び管理等」1 通知カードのセキュリティ対策」(3)通知カード作成委託の制限」(ページ6)について 委託事業者におけるセキュリティ要件を定めたものと理解しますが、「通知カードの作成」の範囲を明確にした上で要件を定めるようお願いいたします。 例えば、通知カード作成後、郵便等により送付するために郵便局へ差出すまでの期間についても適正に管理することを求めるべきです。</p>	通知カードの作成委託については、通知カード及びそのデータの受渡しについて、「盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分注意すること。」(第2の1の(3)のロ)等としています。	なし
13	<p>【意見⑥】「第2 通知カードのセキュリティ対策及び管理等」1 通知カードのセキュリティ対策」(3)通知カード作成委託の制限」オ 委託事業者等においてプリンタを・・・」(ページ8)について 「委託事業者等においてプリンタを他の印刷物作成にも利用する場合」の要件に関して、素直に解釈すれば、通知カード作成のために専用工場又は専用ライン等設備を導入しなければなりません。 個人番号制度導入時には短期間に大量の通知カード作成が求められており、固定費負担が必要な設備導入は合理的でなく民間事業者を活用すべきです。 そのため、「通知カードを作成する端末機」と「その他の印刷物を作成する端末機」を同時にプリンタに接続させないこと及び、「それ以外の印刷物作成の業務を並行して行わせない」ことの要件に関して、論理的な接続による作業工程管理や適正な物品(数量)管理等の民間事業者でも作業可能な要件とするようお願いいたします。</p>	通知カードの作成委託にあたっては、委託事業者等において、通知カードと通知カードとは関係のない他の印刷物が混同しないよう、必要な対策を講じる必要があります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
14	<p>【意見⑦】「第3 個人番号カードのセキュリティ対策等」2 個人番号カードのセキュリティ対策「(7) 券面の偽造等の防止」(ページ13)について</p> <p>個人番号カードは民間活用では、サービスを識別するシール等を貼付することも想定されます。こうしたサービスの場合、カード情報読み取り装置では、カード自動搬送方式(オートローディングタイプ)のものが数多く採用されることが考えられます。これらの装置では、カード券面にシール等が貼付されていると装置内でシールが剥がれる等によりカードの搬送機能に障害が発生し、サービス不具合等の発生の可能性があります。</p> <p>このため、カード券面にシール等を貼付することは避けるべきです。</p> <p>また、個人番号カード券面にシール等を貼付することは、ある意味で変造行為と考えることも可能であり、券面偽造対策の効力を弱める結果となります。</p> <p>以上のことから、技術的基準において「カード券面にシール等を貼付する」ことを禁止するようお願いいたします。</p>	<p>個人番号カードの民間活用については、番号利用法施行令第18条を改正し、個人番号カードのICチップの空き領域を利用できる者として「国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者(当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者を含む。)」を定め、その民間利用を可能としたところですが、現時点で、当該民間利用に当たり、サービスを識別するためのシールを直接カードに貼付する運用は想定していません。</p>	なし
15	<p>【意見⑧】「第3 個人番号カードのセキュリティ対策等」2 個人番号カードのセキュリティ対策「(7) 券面の偽造等の防止」(ページ13)について</p> <p>個人番号カードの券面に印刷された顔写真のサイズ等の技術的基準については、生体認証技術を利用することで機械認証可能となるようにすべきです。</p> <p>このため、券面に地紋を印刷する等の措置が写真に被ると機械読み取りを妨げる要因となるため、写真に他の図柄が過剰に被らないようお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	なし
16	<p>【意見⑨】「第3 個人番号カードのセキュリティ対策等」2 個人番号カードのセキュリティ対策「(7) 券面の偽造等の防止」(ページ13)について</p> <p>個人番号カードの半導体集積回路上に格納される顔写真について、当該情報により十分な精度で生体認証可能となる情報容量とするようお願いいたします。</p> <p>一例として、国際標準として採用されている国際民間航空機関(ICAO)の技術規格(ICAO Doc9303)では顔写真の情報容量として概ね20Kバイトとされております。</p>	<p>個人番号カードの券面事項確認利用領域には、券面の写真に関する情報を記録しますが、当該情報を用いた生体認証は現在想定していません。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
17	<p>(意見1) 「3(2)必要最小限の個人情報の記録」において、「利用者番号等以外の個人情報を記録しないこと。」となっておりますが、有事・緊急時の利用を考慮し、通信路が確保できない状況を想定したオフライン処理も可能とするため、「本人の希望により」また「読み出しを厳格に管理出来る場合」等の条件において、「緊急医療情報」などの個人情報の書き込みも可能とすることを検討出来ないでしょうか。</p> <p>この様にすることで、救急処置などに利用可能となり、個人番号カードの用途が広がることが予想されます。現状、自治体において本人の希望で「緊急医療情報」をICカード内に入れ、非常時に救急隊員が、コミュニケーションのとれない傷病者(高齢者やろうあ者)の緊急連絡先や病歴などを読み出して応急処置を行っている取り組み(福岡県糸島市)があります。</p>	<p>第9の3の(2)においては、「個人番号カードの条例等利用領域内には、特に必要性が認められる場合を除き、条例等利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号等以外の個人情報を記録しないこと。」としており、例えば、市町村が条例により利用者番号等以外の情報を含むアプリケーションを搭載して、事務を実施することは可能です。</p>	なし
18	<p>(意見2) 近年のICカードの進歩により、ICカード内で高度な演算処理が可能となり、ICカードにアプリケーションプログラムを搭載し、ICカード内で暗号処理以外の情報処理などの演算を行い、様々なサービスを提供するシステムが開発されています。この際、プログラム開発においては、ICカードのハードウェアに依存しないアプリケーション開発を可能とするため、プログラミング言語を用いた開発を行っております。</p> <p>自治体においても、ICカード内に独自のプログラムを搭載し、住民サービスに利用しているケースがあります。この様な場合、カードOSが代わると、再度コンパイルをやり直し、動作確認と検証が必要となるばかりか、最悪のケースでは、プログラム開発を再度行う必要があります。また、異なるカードOS間での操作上での違い等(動作速度の違い等)から、場合によってはICカードリーダーの読み出しプログラムまでも変更せざるを得ないこともあります。自治体が独自に開発したプログラムを搭載出来るようにカードOSの公開と、また異なるカードOSに伴う重複したプログラム開発の無駄を無くすためにカードOSを統一することが望ましいと考えます。</p>	<p>住民基本台帳カードについては、カードの製造事業者が異なる場合、その製造事業者のカード毎に異なるアプリケーションを開発する必要があり、カードへの搭載についてもカード毎に異なる仕組みを必要としていました。</p> <p>個人番号カードについては、規格に従って開発を行うことにより製造事業者が異なるカードであっても動作するアプリケーションを作成可能とし、また、カードへの搭載方法についても仕組みを統一します。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
19	<p>「国から国民に配布される通知カード(紙) と ICカード(プラスチックカード)について、OCRで読めるようなフォーマット、背景印刷、字体にして欲しい。」</p> <p>■仕様の概要 背景:文字認識する対象の下地及びある一定の余白エリアは白 または 無地 (マイナンバー 12桁数字 及び 他部分(生年月日 氏名等))</p> <p>■文字種:数字 漢字 ひらがな 一部記号 -例- マイナンバー 数字 生年月日 漢字(2バイト)+ 数字 住所 漢字(2バイト) 氏名 漢字(2バイト)</p> <p>■文字タイプ:OCRで文字認識しやすい字種としてください。 ・JIS規格(OCR-B OCR-Kなど) ・漢字等の2バイトはMSゴシック等 一般的に読取りしやすく、かつ飾り文字がないことが望ましい</p> <p>■文字色:黒 ■その他: ①エンボス形式は無しとする。 ②文字と文字の間(同一ピッチ)、文字の上下間隔も(同一ピッチ)での間隔としてください。 (文字間どうしが接近しすぎないようにお願いします) ③ホログラムは文字にかからないようにする。 ④チェックディジットをどこかに印刷するとお良い。 例えば住所・氏名・生年月日・性別の文字コードに重みをつけて合算し、それを100で割った余りの2桁の数字をどこかに記載する。 ⑤国民配布前にOCR読取りテストを行いたく、事前にサンプル提示を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【法人】</p>	<p>通知カード及び個人番号カードの券面記載事項については、以下の字体で記載することとしています。</p> <p>【通知カード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 :OCR-B ・氏名、住所、生年月日及び性別 :住基統一文字(明朝) <p>【個人番号カード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 :OCR-B ・氏名、住所 :住基統一文字(明朝) ・生年月日、性別 :MS明朝 <p>背景印刷については、偽造等の防止のため、通知カード、個人番号カードそれぞれについて、地紋印刷等の措置を講じることとしています。</p> <p>なお、光学文字認識(OCR)による券面の文字の読取りについては、読取りを行う機器にも依存するため、一概に可否は判断できません。</p>	なし
20	<p>個人番号カード利用条件の明確化について 技術的基準案では、ICカード内のデータやアプリケーション利用に閉じた狭い範囲での制限事項等が記載されていますが、実運用でのケースとして外部DBや外部アプリケーションとの連携により想定外の利用(個人用途を超えた利用等)も予想されます。 また、民間開放されるアプリケーション(公的個人認証アプリケーション等)を利用しながら本人が知らないところで券面事項確認アプリケーションが起動され、券面情報が搾取される可能性もあります。 これらの事象を未然に防ぐため、個人番号カードの利用範囲において、「住民としての利用」に制限すると共に、条例等利用領域への記載においても住民として責任が取れる範囲での属性情報(個人ケータイ番号や個人メールアドレス等)に制限し、将来これらを利用する民間アプリケーション側についても利用条件を明確化すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【法人】</p>	<p>個人番号カードに搭載するアプリケーションについては、設定した暗証番号又は照合番号の入力なしで自動的にアプリケーションが起動し、情報が取得されるようなことは想定していません。 個人番号カードの民間利用に関する制限については、ご意見として承ります。</p>	なし

○総務省告示第三百十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十六条、第十九条、第三十四条並びに第三十六条第二項及び第四項の規定に基づき、通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

総務大臣 山本 早苗

通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準

第1 用語の定義

この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（以下「個人番号カード等省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

1 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）

2 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の1に規定する住民基本台帳ネットワークシステム

3 コミュニケーションサーバ

住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の2に規定するコミュニケーションサーバ

4 基本利用領域

住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回

路上に割り当てられた領域

5 券面事項確認アプリケーション

個人番号カードの券面（表面のほか裏面を含む。以下同じ。）に記載された事項及び印刷された写真について、真正であることを確認する目的を実現するためのアプリケーション

6 券面事項確認利用領域

券面事項確認アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

7 券面事項入力補助アプリケーション

個人番号カードの券面に記載された事項について、その入力を補助する目的を実現するためのアプリケーション

8 券面事項入力補助利用領域

券面事項入力補助アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

9 公的個人認証サービスアプリケーション

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。第4の1の(2)のエにおいて「公的個人認証法」という。）第1条に規定する目的を実現するためのアプリケーション

10 公的個人認証サービス利用領域

公的個人認証サービスアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

11 条例等利用アプリケーション

法第18条の条例等に規定する事務を処理するためのアプリケーション

12 条例等利用領域

条例等利用アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

第2 通知カードのセキュリティ対策等及び管理等

1 通知カードのセキュリティ対策等

(1) 券面の偽造等の防止

通知カードの券面の偽造等を困難にするとともに、偽造等されたものでないこと等を、通知カードの提示を受けた者が確認できるようにするため、通知カードには画紋を黒くすき入れた紙を用いるとともに、その表面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。

(2) 通知カードの交付

ア 通知カードの用紙は、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

イ 住所地市町村長は、個人番号カード等省令第11条第1項に規定する再交付申請書の提出があった場合には、通知カードの再交付を受けようとする者が当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている通知カード又は個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該通知カード又は当該個人番号カードを返納させること。

ウ 住所地市町村長は、通知カードの発行に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、表面記載事項を印刷すること。

エ ウの処理の実施及びウの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。

(3) 通知カードの作成委託の制限

通知カード（交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物であって個人情報に記載されたものを含む。以下(3)において同じ。）の作成を、委託先事業者等（個人番号カード等省令第35条第1項の規定により機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした場合にあっては、機構及び機構から当該通知カード・個人番号カード関連事務の一部の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者。以下同じ。）に委託する場合（個人番号カード等省令第35条第1項の規定により機構に行わせる場合を含む。）には、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

ア 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第4の10に準じた措置を講ずるとともに、委託先事業者等に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させること。

イ 通知カードの作成に必要なデータを委託先事業者等に送付するときは、住所地市町村長がコミュニケーションサーバにおいて当該データの作成及び暗号化を行い磁気ディスクに出力した上で、当

該磁気ディスクを委託先事業者等に送付し、又は独立して設置した専用のデータ転送用機器から電気通信回線を介して当該データを転送することにより行うこととし、併せて次のようなセキュリティ対策を講じること。

(ア) 委託先事業者等に設置する通知カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、通知カードの作成専用とさせ、データ転送用機器及びプリンタ以外とは接続させないこと。

(イ) データ転送用機器を設置し、通知カードの作成に係る端末機と電気通信回線で接続する場合、不正アクセスを防止するために、通知カードの作成に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。

ウ 委託先事業者等が地方公共団体（一部事務組合、機構等を含む。）の場合は、直接、コミュニケーションサーバと委託先事業者等に設置する通知カードの作成に係る端末機を電気通信回線で接続することができること。この場合において、委託先事業者等に設置する通知カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、通知カードの作成専用とさせ、コミュニケーションサーバ及びプリンタ以外とは接続させないこと。

エ コミュニケーションサーバ又はデータ転送用機器と通知カードの作成に係る端末機を接続する場合の電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

ただし、委託先事業者等が機構の場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを当該電気通信回線として利用することができること。

オ 委託先事業者等においてプリンタを他の印刷物作成にも利用する場合、切換えの機能を整備させ、通知カードを作成する端末機とその他の印刷物を作成する端末機について、両者の端末機を同時にプリンタに接続させないこと。また、印刷物作成に係る作業を行う場合は、通知カードの作成の業務とそれ以外の印刷物作成の業務を並行して行わせないこと。

カ 通知カードの作成に係る端末機及びプリンタを設置する室は住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の13に規定する重要機能室とみなして、委託先事業者等に対し住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第3の1、第3の2及び第4の1と同様のセキュリティ対策を実施させること。

キ 委託先事業者等において、通知カードの作成に係る端末機の管理者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせること。また、委託先事業者等において、当該端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させること。

ク 委託先事業者等において通知カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録させ、通知カードの作成委託簿等との照合、通知カード（発行前の通知カードを含む。コにおいて同じ。）の管理状況及び通知カードに記載するデータの管理状況についての確認等を行わせる等、適切な業務を実施するための措置を講じること。

ケ 委託先事業者等に対し、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、転送したデータの使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該データの利用を通知カードの作成に限定するための措置を講ずること。

コ 通知カード及び磁気ディスクを委託先事業者等との間で受渡しを行う場合は、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分注意すること。

2 通知カードの管理等

- (1) 住所地市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る通知カードの作成及び発送等の状況について管理を行うこと。
- (2) 住所地市町村長は、(1)の事務を機構に行わせる場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、機構と必要な通信を行うことができること。

第3 個人番号カードのセキュリティ対策等

1 個人番号カードの仕様

個人番号カードは、2のセキュリティ対策を実施することが可能な、中央演算処理装置付きの半導体集積回路を組み込んだカードを用いること。

2 個人番号カードのセキュリティ対策

(1) 暗証番号の設定

ア 暗証番号（個人番号カード等省令第33条第1項に規定する暗証番号をいう。イからエまで、(4)、第4の1の(2)のカ及びキ、第4の2の(2)並びに第5の2の(1)において同じ。）を設定しては

じめて、個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションが利用可能な状態になること。

イ 暗証番号は、個人番号カードに設定し、個人番号カードの外部から読み取ることができないようにすること。

ウ 暗証番号の照合は、個人番号カードの内部で行うこと。

エ 暗証番号の照合ができない場合が続いたときは、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になること。

(2) 発行前の不正使用を防止するための情報の設定

発行前の個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。

(3) 相互認証を行うための情報の設定

交付後の個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、個人番号カードの外部から個人番号カードの内部に記録された情報を読み取ることができないようにすること。

(4) アクセス権限の制御

個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。以下同じ。）の制御を行うこと。

(5) 情報の読取り又は解析ができない仕組みの保持

半導体集積回路に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、個人番号カードに記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。

(6) アプリケーションごとの独立性を確保するための仕組みの保持

基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助利用領域、公的個人認証サービス利用領域とそれぞれの条例等利用領域は、個人番号カードの内部でそれぞれ独立し、住民基本台帳ネットワークシステム、券面事項確認アプリケーションに係るシステム、券面事項入力補助アプリケーションに係るシステム、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステム又はそれぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムが、それぞれのアプリケーションのために個人番号カードの半導体

集積回路上に割り当てられた領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。ただし、住民基本台帳ネットワークシステムが券面事項確認利用領域及び券面事項入力補助利用領域に情報を記録し及び読み取る場合、住民基本台帳ネットワークシステムが公的個人認証サービス利用領域に記録された情報を読み取る場合、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステム及びそれぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムが基本利用領域に記録された情報を読み取る場合、住民基本台帳ネットワークシステムが公的個人認証サービス利用領域に暗証番号を記録する場合並びに公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域及び券面事項入力補助領域に暗証番号を記録する場合にあっては、この限りでない。

(7) 券面の偽造等の防止

ア 個人番号カードの券面の偽造等を困難にするとともに、偽造等されたものでないこと等を、個人番号カードの提示を受けた者が確認できるようにするため、個人番号カードの券面に氏名、通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下ア

及び第4の1の(2)のエにおいて同じ。)、住所、生年月日、性別、個人番号及び有効期間が満了する日並びにウの(イ)の照合番号の一部として利用するための四桁の数字をレーザー光を利用して刻印するほか、券面事項確認情報(券面に記載した氏名、通称、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの(イ)の照合番号の一部として利用するための四桁の数字並びに券面に印刷した写真に関する情報をいう。以下同じ。)を券面事項確認利用領域に記録するとともに、個人番号カードの券面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。

イ 券面事項確認情報には、正規の権限を有する者が記録したものであることを確認できる措置を施すこと。

ウ 券面事項確認利用領域に次に掲げる数値を照合番号として記録し、当該照合番号によりその一致が確認できない場合には、券面事項確認情報の全部又は一部の読取り又は解析ができない仕組みを保持すること。

(ア) 個人番号利用事務等実施者が個人番号カードの券面を確認する場合にあつては、券面に記載した個人番号から構成される数値

(イ) 個人番号利用事務等実施者以外の者が個人番号カードの券面を確認する場合にあっては、券面に記載した生年月日、有効期間が満了する日及び照合番号の一部として利用するための四桁の数字から構成される数値

エ アにより券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に記録した個人番号カードについては、券面に記載した個人番号に関する情報について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第18004を用いて格納した図形をカード券面に施すこと。当該図形の大きさは、縦8・89mm横8・89mmとすること。

3 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証

個人番号カードは、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証を受けたカードを用いること。

第4 個人番号カードの管理及び運用

1 個人番号カードの交付等

(1) 発行前の個人番号カードの管理

ア 住所地市町村長は、発行前の個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定する

こと。

イ 発行前の個人番号カードは、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

(2) 個人番号カードの交付

ア 住所地市町村長は、交付申請書の提出があった場合には、イ及びウの場合を除き、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあつては、個人番号カードの運用状況（個人番号カードの基本利用領域が運用中、一時停止若しくは廃止の状況にあること又は個人番号カードが回収されていることをいう。以下同じ。）が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

イ 住所地市町村長は、個人番号カード等省令第28第1項に規定する再交付申請書の提出があった場合には、個人番号カードの再交付を受けようとする者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納させること。

ウ 住所地市町村長は、個人番号カード等省令第29条第1項の規定により現に交付を受けている個人番号カードの有効期間内において個人番号カードの交付の申請があった場合には、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている個人番号カードを提示させること。

エ 住所地市町村長は、個人番号カードの発行に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（署名利用者符号（公的個人認証法第2条第4項に規定する署名利用者符号をいう。）及びこれと対応する署名利用者検証符号（同項に規定する署名利用者検証符号をいう。）

)、署名用電子証明書（公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）並びに署名用電子証明書に係る暗証番号並びに利用者証明利用者符号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）並びに利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第8の2の(2)において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

オ エの処理の実施及びエの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。

カ 住所地市町村長は、個人番号カードの交付に際しては、交付申請者又はその法定代理人に、自ら個人番号カードに暗証番号を設定させることにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

ただし、住所地市町村長は、次に掲げる場合には、交付申請者に暗証番号の届出をさせ、その設定を行うことにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

(ア) 令第13条第2項ただし書の規定により交付申請者が住所地市町村長又は住所地市町村長以外の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が指定する場所に出頭して交付申請書の提出を行い、及び住所地市町村長が同項ただし書に規定する総務省令で定める方法により個人番号カードを交付するとき

(イ) 交付申請者の任意代理人に個人番号カードを交付するとき

キ カの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができないような措置を講ずること。

(3) 個人番号カードの作成委託の制限

個人番号カードの作成（交付申請書等の受付等及び個人番号カード交付通知書の作成を含む。以下(3)において同じ。）を委託先事業者等に委託する場合（個人番号カード等省令第35条第1項の規定

により機構に行わせる場合を含む。)には、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

ア 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第4の10に準じた措置を講ずるとともに、委託先事業者等に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させること。

イ 個人番号カードの作成に必要なデータを委託先事業者等に送付するときは、住所地市町村長が交付申請書等に基づいてコミュニケーションサーバにおいて個人番号カードの作成に必要なデータの作成及び暗号化を行い磁気ディスクに出力した上で、当該磁気ディスクを委託先事業者等に送付し、又は独立して設置した専用のデータ転送用機器から電気通信回線を介して当該データを転送することにより行うこととし、併せて次のようなセキュリティ対策を講ずること。

(ア) 委託先事業者等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、個人番号カードの作成専用とさせ、データ転送用機器及びカードプリンタ等以外とは接続させないこと。

(イ) データ転送用機器を設置し、個人番号カードの作成に係る端末機と電気通信回線で接続する場合、不正アクセスを防止するために、個人番号カードの作成に必要な通信のみを許可するよう通

信制御を行うこと。

ウ 委託先事業者等が地方公共団体（一部事務組合、機構等を含む。）の場合は、直接、コミュニケーションサーバと委託先事業者等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機を電気通信回線で接続することができること。この場合において、委託先事業者等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、個人番号カードの作成専用とさせ、コミュニケーションサーバ及びカードプリンタ等以外とは接続させないこと。

エ コミュニケーションサーバ又はデータ転送用機器と個人番号カードの作成に係る端末機を接続する場合の電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

ただし、委託先事業者等が機構の場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを当該電気通信回線として利用することができること。

オ 委託先事業者等においてカードプリンタ等を他のカード等の作成にも利用する場合、切換えの機能を整備させ、個人番号カードを作成する端末機とその他のカード等を作成する端末機について、

両者の端末機を同時にカードプリンタ等に接続させないこと。また、個人番号カードの作成に係る作業を行う場合は、個人番号カードの作成の業務とそれ以外のカード等の作成の業務を並行して行わせないこと。

カ 個人番号カードの作成に係る端末機及びカードプリンタ等を設置する室は住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の13に規定する重要機能室とみなして、委託先事業者等に対し住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第3の1、第3の2及び第4の1と同様のセキュリティ対策を実施させること。

キ 委託先事業者等において、個人番号カードの作成に係る端末機の管理者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせること。また、委託先事業者等において、当該端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させること。

ク 委託先事業者等において個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録させ、個人番号カードの作成委託簿等との照合、個人番号カード（発行前の個人番号カードを含む。コにおいて

同じ。)の管理状況及び個人番号カードに記録するデータの管理状況についての確認等を行わせる等、適切な業務を実施するための措置を講じること。

ケ 委託先事業者等に対し、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、転送したデータの使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該データの利用を個人番号カードの作成に限定するための措置を講じること。

コ 個人番号カード及び磁気ディスクを委託先事業者等との間で受渡しを行う場合は、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分注意すること。

(4) 個人番号カードの継続利用

ア 市町村長は、法第17条第2項の規定により個人番号カードの提出を受けた場合は、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、券面事項確認情報並びに券面事項入力補助情報及び署名券面情報の変更を行い、それぞれ券面事項確認利用領域及び券面事項入力補助利用領域に記録するとともに、個人番号カードの表面の追記欄に必要な事項を記載し、これを返還すること。

イ アの処理の実施及びアの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施

すること。

2 個人番号カードの管理等

(1) 個人番号カードの作成及び運用状況の管理

ア 住所地市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る個人番号カードの作成及び運用状況について管理を行うこと。

イ 住所地市町村長は、アの事務を機構に行わせる場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、機構と必要な通信を行うことができること。

ウ 住所地市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合、個人番号カードの返納を受けた場合又は紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合には、当該個人番号カードの運用状況が運用中、一時停止又は廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

エ 令第15条第3項に規定する市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステ

ムを通じて、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

オ 最初の転入届（住民基本台帳法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をいう。）を受けた市町村長は、個人番号カードに法第17条第3項に規定する措置を講じた場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、次に掲げる通知を行うこと。

(ア) 都道府県知事に対する当該個人番号カードの運用状況が運用中の状況にあることについての通知

(イ) 当該最初の転入届に係る転出届を受けた市町村長（カにおいて「転出地市町村長」という。）に対する当該措置を講じた旨の通知

カ 転出地市町村長は、オの(イ)の通知を受けた場合には、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

キ 都道府県知事は、機構に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、市町村長が管理す

る個人番号カードの運用状況が運用中、一時停止又は廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

ク 機構は、個人番号カードにより本人確認情報（住民基本台帳法第30条の6第1項の本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、又は利用を行う国の機関等（住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人をいう。以下同じ。）に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が一時停止又は廃止の状況にある場合は、その旨の通知を行うこと。

ケ 個人番号カードの交付を受けている者が記録されている住民基本台帳を備える市町村以外の市町村の長が住民基本台帳に関する事務の処理に関し本人確認情報の提供を受ける際には、都道府県知事又は機構は、当該市町村長に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、本人確認情報に係る者の個人番号カードの運用状況が運用中である場合には「個人番号カード有」と通知し、それ以外の場合には「個人番号カード無」と通知すること。

(2) 暗証番号の変更等

ア 住所地市町村長は、個人番号カードの暗証番号の変更申請があった場合は、本人確認を行った上で、1の(2)のかに準じて、その変更を行うこと。

イ 住所地市町村長は、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になった場合であって、個人番号カードの暗証番号の再設定の申請があった場合は、本人確認を行った上で、1の(2)のかに準じて、その初期化及び再設定を行うこと。

第5 個人番号カードの基本利用領域の利用

1 個人番号カードの基本利用領域の利用制限

(1) 市町村の執行機関による利用の制限

市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳法に規定する事務又はその処理する事務であって同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、当該市町村の住民以外の者に係る個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(2) 都道府県の執行機関による利用の制限

都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、住民基本台帳法に規定する事務又はその処理する事務であって同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(3) 国の機関等による利用の制限

国の機関等は、その処理する事務であって住民基本台帳法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(4) 市町村の執行機関、都道府県の執行機関、国の機関等以外の者による利用の禁止

市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は国の機関等以外の者は、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

2 個人番号カードによる本人確認情報の提供又は利用

(1) 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は国の機関等は

、個人番号カードの基本利用領域を利用する場合は、個人番号カードを提示した者がその正当な保有者であることを暗証番号の照合により確認するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行い、記録された情報に対するアクセス権限を有することを確認すること。

(2) (1)の国の機関等は、個人番号カードの基本利用領域に記録された住民票コードを読み取り、第4の2の(1)のクの通知が無いことにより当該個人番号カードの運用状況が一時停止又は廃止でないことを確認した上で、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受け、又は利用を行うこと。

3 必要最小限の情報の記録

個人番号カードの基本利用領域には、住民票コード以外の個人情報記録しないこと。

第6 個人番号カードの券面事項確認利用領域の利用

1 個人番号カードの領域間の独立性の確保

券面事項確認アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項入力補助利用領域、公的個人認証サービス利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取

ることができない措置を講ずること。

2 券面事項確認利用領域管理システム等の使用

個人番号カードの半導体集積回路をカードの券面に記載された事項を確認する目的に利用する者は、券面事項確認アプリケーションのみを安全かつ確実に実行する等の運用及び管理を行うシステム等を使用すること。

3 必要最小限の情報の記録

個人番号カードの券面事項確認利用領域には、券面事項確認情報以外の個人情報記録しないこと。

第7 個人番号カードの券面事項入力補助利用領域の利用

1 個人番号カードの領域間の独立性の確保

券面事項入力補助アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、公的個人認証サービス利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

2 券面事項入力補助利用領域管理システム等の使用

個人番号カードの半導体集積回路をカードの券面に記載された事項を入力する目的に利用する者は、券面事項入力補助アプリケーションのみを安全かつ確実に実行する等の運用及び管理を行うシステム等を使用すること。

3 必要最小限の情報の記録

個人番号カードの券面事項入力補助利用領域には、券面事項入力補助情報及び署名券面情報以外の個人情報記録しないこと。

第8 個人番号カードの公的個人認証サービス利用領域の利用

1 個人番号カードの領域間の独立性の確保

公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。ただし、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域に記録された情報を読み取る場合並びに基本利用領域及び券面事項入力補助領域に暗証番号を記録する場合にあっては、この限りでない。

2 公的個人認証サービスアプリケーションにおける個人情報の保護

(1) 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の充足

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）第6条第3号から第5号までの要件を満たすこと。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

個人番号カードの公的個人認証サービス利用領域内には、公的個人認証サービス情報以外の個人情報を記録しないこと。

第9 個人番号カードの条例等利用領域等の利用

1 法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止等

(1) 法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止

個人番号カードの半導体集積回路に、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション、券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケーション、公的個人認証サービスアプリケーション又は条例等利用アプリケーション以外のアプリケーションを搭載してはならないこと。

また、個人番号カードに貼り付けた磁気テープを利用する場合その他の電磁的方法により必要な事項を記録して利用する場合においても、法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理に利用してはならないこと。

(2) 条例等利用領域管理システム等の導入

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、法第18条各号に掲げる者は、条例等利用領域に条例等利用アプリケーションのみを安全かつ確実に搭載する等の運用及び管理を行うシステム等を導入すること。また、当該システム等は、法第17条第3項に規定する措置を講じた個人番号カードの半導体集積回路に、条例等利用アプリケーションを搭載できるものとする。

2 個人番号カードの領域間の独立性の確保

(1) 基本利用領域等と条例等利用領域間の独立性の確保

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、住民基本台帳ネットワークシステム又は券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケー

ション若しくは公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域の情報を読み取ることができない措置を講ずること。

また、条例等利用アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助領域又は公的個人認証サービス利用領域に情報を記録し、又は公的個人認証サービス利用領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

(2) 複数の条例等利用領域間の独立性の確保

個人番号カードの半導体集積回路を複数の法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、それぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムがそれぞれの条例等利用領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

3 条例等利用アプリケーションにおける個人情報の保護

(1) 法第18条の条例等に規定する事務の処理に応じた個人情報保護措置の実施

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、暗証番号、発行前の不正使用を防止するための情報、相互認証を行うための情報又はアクセス権限

の制御その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

個人番号カードの条例等利用領域内には、特に必要性が認められる場合を除き、条例等利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号等以外の個人情報を記録しないこと。この場合において、当該利用者番号等には、住民票コードを使用しないこと。

(3) 希望するアプリケーションの搭載等

法第18条第2号に掲げる者は、条例等利用アプリケーションの全部又は一部の個人番号カードへの搭載を希望する者に限って、当該アプリケーションを当該希望する者の個人番号カードに搭載するほか、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等を利用する場合においても、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等の利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。また、法第18条第1号に規定する市町村の機関は、同条の規定により個人番号カードを利用する場合には、利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。

㊦ ㊧

この告示は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1、第2の1の(3)及び2並びに第4の1の(3)並びに2の(1)のイ及びイ 公布の日
- 二 第3、第4の1(3を除く。)及び2(1のイ及びイを除く。)並びに第5から第9まで 法附則第
一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）